

令和3年（行ケ）第10066号 令和4年12月13日判決言渡（知財高裁第3部）  
審決取消請求事件（原告：中外製薬株式会社 vs. 被告：沢井製薬株式会社、日医工株式会社）  
<結論> 請求棄却（無効審決維持→無効確定）



## 1. 対象特許および主要な証拠の内容

### 対象特許第5969161号

【請求項1】エルデカルシトールを含んでなる**非外傷性である前腕部骨折を抑制**するための医薬組成物。

### 甲1発明

「原発性骨粗鬆症患者を対象として0.75μg/日の用量で経口投与される、**ED-71（エルデカルシトール）**を含んでなる、**骨粗鬆症治療薬**。」

## 2. 裁判所の認定

### 認定の概要

- ▶ 当業者は、甲1発明の「骨粗鬆症治療薬」が「橈骨遠位端骨折」（**非外傷性である前腕部骨折**）を抑制する医薬組成物であると認識する
- ▶ 「未知の属性」と「新たな用途」、いずれを見出したものでもない（用途発明を否定）
- ▶ 効果についても、エルデカルシトール投与群における前腕部骨折危険率が減少することも予測し得た。本件発明の効果が従来技術に比して格別顕著で予測し得た。

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

■本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。

（お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。）

■公式X(旧Twitter)では本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。

■世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！

配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。